

議第29号

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部

を改正する条例案

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和63年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」を削る。

第2条中「670,000円」を「678,000円」に改める。

第2条の2第2項、第3条第3項及び第4条中「他の一般職」を「一般職」に改める。

第5条中「他の一般職」を「一般職」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、任命権者の権限は、教育委員会が行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法

律第76号) 附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第1条、第2条、第2条の2第2項、第3条第3項、第4条及び第5条の規定は適用せず、この条例による改正前の第1条、第2条、第2条の2第2項、第3条第3項、第4条及び第5条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士